

訴 状

2011（平成23）年6月27日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

同 弁護士 金 啓 彦

同 弁護士 大 住 洋

外14名

当事者の表示 — 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、第一生命保険株式会社に対し、4220万5000円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

はじめに

本件裁判は、生命保険会社が、特定の政治家に対し、パーティ券の購入、接待、選挙応援等の「利益供与」を行い、その特定政治家から生命保険会社が「便宜供与」を受ける関係＝「企業と政治家との癒着関係」が許されるのかどうか、を問う初めての代表訴訟である。

第1 当事者等

- 1 第一生命保険株式会社は、平成22年3月31日まで相互会社、同年4月1日以降は株式会社となったが、いずれにしても生命保険業を主たる業務とする会社である（以下「第一生命」という。）。
- 2 原告は、第一生命の株式を6カ月以上前より1株保有している同社の株主である。
- 3 被告は、平成9年4月に調査部長に就任して以来、金融庁からの命令の実行、金融庁への報告内容の決定、金融庁からのヒアリングへの対応等、金融庁との折衝全般を担当する調査部門を統括する立場にあった。被告は、平成16年4月からは常務取締役、平成16年7月から常務執行役員、平成19年7月からは取締役常務執行役員、平成20年4月からは取締役専務執行役員を歴任し、平成22年4月からは第一生命の代表取締役社長となっている。

第2 被告の責任原因

1 被告による違法な政界工作

被告の責任原因は、一部特定の政治家との違法、不正な癒着関係構築のために、

多額の会社資金を支出して第一生命に損害を与えたということにあり、その概要は以下のとおりである。

(1) 一部特定議員からのパーティ券購入

被告は、山本明彦金融副大臣をはじめ、生命保険会社に協力してくれる一部国会議員（以下「協力議員」という。）にランク付けをし、第一生命ないし生命保険業界にとって有利な取り計らいを受けることを目的として、以下のとおり協力議員から大量のパーティ券を購入し、その対価として、多額の会社資金を支払った。

ア. 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、別紙のとおり、協力議員のパーティ券を購入し、代金として合計1156万円を協力議員に対して支払った（なお、上記のうち、被告において「主要議員」とランク付けしていた尾身幸次元財務相に対しては108万円、同じく「主要議員」の石原伸晃に対しては88万円を支払っている。）。

うち、少なくとも、平成19年7月1日から平成20年3月31日までのパーティ券の支出の合計は、金675万5000円である。

イ. 被告は、平成20年4月1日から平成23年3月末日までの約3年間にも同様の支出をしていると考えられ、その合計金額は、少なく見積もっても3000万円を下らない。

ウ. 以上、平成19年7月1日から平成23年3月末日までの協力議員からのパーティ券購入代金は総額3675万5000円に上る。

(2) 協力議員への接待

被告は、自らまたは部下に命じて、協力議員を料亭に招き、第一生命ないし生命保険業界への協力を要請した。平成19年7月頃から平成23年1月末日までの期間に、このようにして支出された接待費の総額は、少なく見積もっても300万円を下らない。

(3) 異常な選挙応援

ア. 被告は、平成21年8月の総選挙で、自民、民主両党を中心とする特定の候補者28名を応援して全国行脚を行った。被告が激励訪問を行った候補者は、別紙「被告が平成21年8月の総選挙に駆け付けた国会議員一覧表」のとおりであり、その殆どが被告において協力議員としてランク付けをしていた前職の候補者である。

被告は、8月18日の公示日に、群馬県前橋市で行われた自民党の尾身幸次元財務相（群馬1区）の出陣式に参加し、同日中に、東京都内にある与謝野馨元財務・金融・経済財政担当相を含む3候補の選挙本部を“陣中見舞い”した。翌19日には、京都府、長野県、東海地方を巡り、後半戦の24日からは福島県、九州地方、中国地方、北海道、富山県、四国地方と、正に日本中を駆け回った。

被告は、本来の第一生命取締役としての職務を放棄し、公示日から投票日前日までの12日間のうち9日間にわたって、上記のように選挙応援に没頭した。被告が訪問した選挙本部の所在地は17都道府県に上り、推定移動距離は1万キロである。

このような選挙応援は、政党の党首並みのものであり、一企業の取締役が行うものとしては常軌を逸していると評価する外ない。

イ. ① ところで、被告は、当時、月収約500万円の報酬を第一生命から受け取っていた。それにも拘らず、被告は1カ月のうち9日間、本来の取締役としての職務を怠って、上記のとおり選挙運動に没頭していた。

従って、被告は、取締役としての任務を怠って、9日分の報酬（500万円×9／31≒145万円）相当額の損害を第一生命に与えたというべきである。

② また、被告は、上記の選挙応援のために、少なくとも100万円の交通費・旅費等を会社の資金から、本来の職務とは関係がないにも拘わらず、違法に支出した。

ウ. 以上、被告による違法な選挙応援によって、第一生命が受けた損害は合計245万円である。

2 支出の違法性

－保険金不払問題に表れた第一生命と協力議員との違法な癒着関係－

(1) 上記のような第一生命から協力議員に対して支払われた金銭その他の利益供与は、単に社会的儀礼の範囲に留まるものではない。これらの利益供与は、特定の政治家と第一生命ないし生命保険業界との違法、不正な癒着関係構築を目的として支出されたものであり、ひいてはそれが特定の政治家から第一生命ないし生命保険業界への具体的な便宜供与を受けるための対価となっているものである。

このことは、平成17年2月頃から平成20年7月頃に大きな社会問題となった、保険会社によるいわゆる保険金不払問題に顕著に表れている。

そこで、この保険金不払い問題と、そこに表れた一部政治家による生命保険業界に対する違法な利益供与について、その概要を整理すると下記のとおりである。

記

平成17年2月 明治安田生命保険株式会社による保険金の不払いが発覚し、金融庁が同社に対し、業務停止命令。

平成17年10月 明治安田生命保険株式会社に対し、金融庁が2度目の業務停止命令。

平成17年11月 金融庁が、自動車保険などの支払い漏れで、損害保険会社26社に対して業務改善命令。

平成18年7月 第一生命が、生命保険協会の会長会社になる（平成19年7月まで）。

平成19年2月 金融庁が、第一生命を含む国内の全ての生命保険会社に対し、平成13年度から平成17年度まで5年間の不払い問題の調査を命じる。

平成19年3月 金融庁が、第3分野商品での不払いで、損害保険10社に対し、業務改善命令（一部は業務停止命令）。

平成19年4月13日 生命保険各社が、合計280億円相当の請求案内漏れなどの調査結果を

発表。

平成 19 年 4 月 16 日 被告が、当時の衆議院財務金融委員会の与党筆頭理事であった山本明彦衆議院議員と議員会館で面会し、行政処分に対して否定的立場をとること等を依頼。

平成 19 年 5 月 衆議員財務金融委員会で、生命保険・損害保険両協会の協会長（前者の協会長は、第一生命の当時の代表取締役社長であった斉藤勝利である。）に対する参考人質疑が行われる。

→この際、山本明彦衆議院議員の提案により、当初 2 時間半の予定であった生保協会長への質疑が 1 時間に短縮して実施された。

また、同質疑の中で、山本明彦議員は不払い発生率について「数字としては比較的少ない…。」、保険金支払い促進の取り組みについて「そこまでよくやられたな…。」等、生命保険会社を擁護する発言をした。

平成 19 年 12 月 衆議員財務金融委員会で、生命保険・損害保険の両協会長に対し、2 度目の参考人質疑が行われる。

平成 20 年 7 月 金融庁が、支払い漏れや請求案内漏れで、生命保険 10 社に対し、業務改善命令。

(2) 上記のとおり、平成 17 年 2 月頃に、明治安田生命保険株式会社の保険金不払い問題が発覚して以後、平成 20 年 7 月頃まで、大手の生命保険・損害保険各社で相次いで保険金の不払い問題が発覚し、それに対して国会で生命保険・損害保険両協会の会長が参考人質疑を受け、あるいは金融庁が大量の業務改善命令ないし業務停止命令を発する異例の事態となっていた。このような中、協力議員の一人である山本明彦衆議院議員に対して、保険金不払い問題に関し、第一生命ないし生命保険業界に対し、有利な取り計らいをするよう具体的な依頼が被告からなされ、その結果、被告の意向に沿う取り計らいがなされたというのである。

このような協力議員から生命保険会社への具体的な利益誘導がなされたのは、前記第 2 の 1 で述べた被告による度を越えた政界工作の賜物であることが明らかで

ある。

(3) 以上のとおり、被告による協力議員への利益供与は、第一生命ないし生命保険業界に対して有利な取り計らいを期待できる特定の議員をあらかじめランク付けした上で、それらの特定議員との間で癒着関係を構築することを目的として、パーティ券の購入、接待、選挙応援行為を計画的・継続的に行ったものである。

(4) イ. 監査役は、パーティ券の購入は政治資金規正法に違反しないと主張しているが、職務権限を有する国会議員に対する便宜供与を期待してのパーティ券の購入は、政治資金規正法違反でなくても、刑法上の賄賂罪に該当する。職務権限のない国会議員であっても、第一生命または生保業界への「便宜供与」を期待しての多額のパーティ券の購入は、カネで政治を買収するものであり、民主主義の法秩序に違反する。特定議員に対する接待も上記同様である。

また、特定の国会議員の選挙応援行為を「激励訪問」等としてその本質をごまかしているが、選挙期間中の出陣式、集会等は選挙運動の最もたるものであり、その場に駆けつけることは、そこに参加している有権者に第一生命の役員がその議員を応援していることを「訴える」ものであり、公職選挙法上の選挙活動にも該当する。

ロ. なお、上記のような不法目的をもつての特定議員との癒着関係構築のための利益供与を全体として考察すれば、定款がそもそも予定していない行為であり、定款に違反するか又はその範囲を逸脱する行為と評価されるべきものである。

ハ. このような特定の国会議員に対する計画的、継続的利益供与行為は、仮に何らかの「会社のための目的」達成の手段であったとしても、その目的達成のために他に代わりうる手段がある以上、取締役が許された裁量の範囲を大幅に逸脱するものであり、取締役が会社に対して負う善管注意義務に違反するものである。

(5) よって、被告の行為は、法令違反であり、定款に違反するか又はその目的の範囲外の行為であり、取締役の善管注意義務に違反する行為である。

第3 被告の故意・過失

自ら積極的に違法な癒着関係の構築を目的として会社資金を支出した被告に、故意ないし少なくとも重過失があることは明らかである。

第4 損害額

- 1 第2で述べたように違法な目的のために会社資金を支出することは、それ自体として会社に損害を与えるものというべきであり、被告は、自らまたは部下に命じて支出させた4220万5000円全額の損害を第一生命に与えたものというべきである。

第5 小括

以上より、被告は、第一生命に対し、会社法423条第1項、保険業法53条の33第1項に基づき、4220万5000円の損害賠償義務を負う。

第6 原告による第一生命に対する訴え提起請求等

原告は、平成23年2月25日、第一生命に対して、「責任追及等の訴え提起請求書」により、被告に対する責任追及等の訴え提起を請求したが（甲第2乃至4号証）、現在に至るまで、第一生命による被告に対する責任追及等の訴えは提起されていない（甲第5号証）。

第7 結語

よって、原告は、被告に対し、会社法847条第3項に基づき、第一生命を代表して、会社法423条第1項、保険業法53条の33第1項に基づいて、4220万5000円を第一生命に対して支払うことを求める。

以上

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 個別株主通知済通知書 |
| 2 | 甲第2号証の1、2 | 責任追及等の訴え提起請求書 及び 配達証明書 |
| 3 | 甲第3号証の1、2 | 補正書 及び 配達証明書 |
| 4 | 甲第4号証 | 補正後の責任追及等の訴え提起請求書 |
| 5 | 甲第5号証 | 不提訴理由通知書 |

添 付 書 類

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 甲号証写し | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 3 | 現在事項全部証明書 (法人) | 1通 |

当事者目録

東京都板橋区

■ ■ ■ ■ ■ ■

上記原告代理人 ー 別紙原告代理人目録記載のとおり 17名

埼玉県春日部市

被 告 渡 邊 光 一 郎

原告代理人目録

〒541-0041 大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館8階

あさひ法律事務所（送達場所）

電話 06-6314-4188 FAX 06-6314-4187

弁護士 阪 口 徳 雄

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階

弁護士 大 住 洋

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目10番2号 肥後橋ニッタイビル8階

弁護士 金 啓 彦

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館8階

弁護士 前 川 拓 郎

〒541-0041 大阪府中央区北浜2-1-23 日本文化会館

弁護士 矢 吹 保 博

〒530-0047 大阪市北区西天満4-6-19 北ビル2号館3階

弁護士 杉 村 元 章

〒590-0077 堺市中瓦町1丁4番27号 小西ビル6階

弁護士 松 丸 正

〒540-6591 大阪府中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル5階

弁護士 辻 公 雄

〒543-0071 大阪府天王寺区生玉町2-4 平田ビル4・5階

弁護士 河 野 豊

〒615-8191 京都市西京区川島有栖川町7番3号 KOE Iビル3階

弁護士 古 川 拓

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番3号 北浜清友会館8階

弁護士 由 良 尚 文

- 〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番3号 北浜清友会館8階
弁護士 塚 田 朋 子
- 〒650-0015 神戸府中央区多聞通2丁目5番16号 三江ビル4階
弁護士 富 田 智 和
- 〒650-0015 神戸府中央区多聞通2丁目5番16号 三江ビル4階
弁護士 加 藤 昌 利
- 〒530-0047 大阪府北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館7階
弁護士 白 井 啓 太 郎
- 〒530-0047 大阪府北区西天満6丁目2番11号 第一住建梅ヶ枝町ビル2階
弁護士 須 井 康 雄
- 〒541-0043 大阪府中央区高麗橋1丁目5番14号メゾンドール高麗橋605号
弁護士 沼 田 洋 祐

パーティ券購入一覧表(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

氏名	金額
尾身幸次	1,080,000
石原伸晃	880,000
保岡興治	625,000
木村義雄	580,000
柳沢伯夫	560,000
平沼赳夫	480,000
中山成彬	460,000
伊吹文明	450,000
金子一義	400,000
林芳正	400,000
中山恭子	400,000
江崎洋一郎	350,000
津島雄二	340,000
望月義夫	340,000
大野功統	300,000
岸田文雄	260,000
根本匠	240,000
七条明	220,000
野田毅	200,000
高村正彦	180,000
塩崎泰久	180,000
平岡秀夫	160,000
伊藤達也	160,000
坂本由紀子	160,000
佐藤剛男	160,000
金田勝年	140,000
宮下一郎	120,000
(10万円以下) 衛藤征士郎 小坂憲次 太田誠一 上川陽子 松島みどり 佐藤たつお 増原義剛 北神圭朗 後藤茂之 加藤勝信 額賀福志郎	
自民党合計	10,740,000

氏名	金額
岡田克也	260,000
峰崎直樹	260,000
小沢鋭仁	240,000
海江田万里	60,000
民主党合計	820,000

全合計	11,560,000
-----	------------

被告が平成21年8月の総選挙に駆け付けた国会議員一覧表

議員名	選挙区	ランク	訪問日	主要役職
石原伸晃	(東京8)	主要	18	党幹事長代理
伊藤達也	(東京22)	若手	18	党中小企業調査局長
尾身幸次	(群馬1)	主要	18	党消費者問題調査会長代理
与謝野馨	(東京1)	ポスト	18	経済財政担当相
伊吹文明	(京都1)	幹部	19	党税制調査会顧問
北上圭朗	(京都4)	なし	19	党男女共同参画
谷垣禎一	(京都5)	功労	19	党税制調査会副会長
後藤茂之	(長野4)	若手	20	党厚生労働部会長
宮下一郎	(長野5)	若手	20	党財務金融部会副部会長
金子一義	(岐阜4)	主要	22	国土交通相
上川陽子	(静岡1)	若手	22	党消費者問題調査会長代理
柳沢伯夫	(静岡3)	主要	22	党税制調査会小委員長
山本明彦	(愛知15)	友好候補	22	当財務金融部会部会長代理
鴨下一郎	(東京13)	なし	24	党国体副委員長
根本匠	(福島2)	友好候補	24	党政務調査会副会長
太田誠一	(福岡3)	主要	25	党人権問題等調査会長
中山成彬	(宮崎1)	主要	25	内閣委員
保岡興治	(鹿児島1)	主要	25	党司法制度調査会長
岸田文雄	(広島1)	友好	26	党消費者問題調査会長
高村正彦	(山口1)	ポスト	26	党保険議運会長
増原義剛	(広島3)	友好候補	26	消費者行政内閣副大臣
町村信孝	(北海道5)	ポスト	27	党税制調査会顧問
鳩山由紀夫	(北海道9)	幹部	27	党幹事長
綿貫民輔	(富山3)	なし	27	国民新党代表
大野功統	(香川3)	主要	29	党金融調査会長
木村義雄	(香川2)	友好	29	党財務委員長
塩崎恭久	(愛媛1)	主要	29	党税制調査会副会長
村上誠一郎	(愛媛2)	友好候補	29	党地域再生調査会長